

定 款

1 9 版

施行日 ； 2 0 2 1 年 6 月 2 2 日

第一稀元素化学工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、第一稀元素化学工業株式会社と称し、英文では、
DAIICHI KIGENSO KAGAKU KOGYO CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 化学工業製品、その原材料・副産物および関連製品の製造、加工、売買、輸出入およびその受託
- (2) 前号に関連する技術情報および製造技術の販売ならびに製造設備の販売据付
- (3) 化学分析および物性評価業務の受託
- (4) 知的財産権等の知的財産の取得、譲渡および提供
- (5) 経営上必要と認める事業に対する投資
- (6) 売電事業
- (7) 不動産賃貸事業
- (8) 倉庫業および倉庫管理業務
- (9) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業及び通関業
- (10) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、9,760万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

- 第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 10 条 当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長執行役員が招集し議長となる。代表取締役社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長執行役員が招集し議長となる。代表取締役社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるほか、あらかじめ全員の同意を得た場合は、招集の手続きを省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(執行役員)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、執行役員の中から社長執行役員を1名選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるほか、あらかじめ全員の同意を得た場合は、招集の手続きを省略することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。